平成２２年（フ）第１７８号
愛媛県西条市国安550番地２
債務者　長井　康行
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８６号
愛媛県新居浜市北内町１丁目３番30号南側一棟、住民票上の住所愛媛県新居浜市垣生６丁目３番25号
債務者　谷口　豊和（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８８号
愛媛県四国中央市川之江町1845番地　アークマンション402号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分596番地２
債務者　荻田　昭仁
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７８号
愛媛県今治市別宮町９丁目５番23号　大下住宅、旧住所愛媛県今治市北鳥生町４丁目１番４号
債務者　瀬元　重仁
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７９号
愛媛県今治市別宮町９丁目５番23号　大下住宅、旧住所愛媛県今治市宮下町１丁目７番２号
債務者　瀬元　友美（旧姓鴨川）
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第６６号
高知市桟橋通２丁目３番２号
債務者　近森　弘光
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７号
高知市桟橋通２丁目３番２号
債務者　近森佐代子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５０１号
高知市百石町４丁目２番19号　トークハイツ201
債務者　田村　一哲
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５４０号
高知市長浜5714番地１　改住12号
債務者　岩松　兄雄
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３４号
高知市口細山54番地198
債務者　濱田　典良
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３５号
高知市九反田13番５号　響水館402
債務者　濱田　貴良
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５７号
高知県香南市野市町西野514番地１　浜田ハイツ203号、申立時の住所高知市東雲町１番20号レオパレスガーディアン207
債務者　筒井　莉紗
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６６３号
高知市槙山町12番15号　麻耶コーポ101
債務者　宮本　強司
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７２号
高知市南宝永町12番２号
債務者　小松ひろ子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７５号
高知県土佐市高岡町丙11番地４
債務者　野村　昌代
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７８号
高知市一宮東町５丁目３番12号
債務者　加野岡理恵
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８７号
高知市北竹島町18番地３
債務者　宍戸　皓一
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
高知地方裁判所破産係